

ドローン飛行ルール

改正航空法による無人航空機の飛行ルール ※200g 以上のドローンは下記の飛行ルールが適用されます



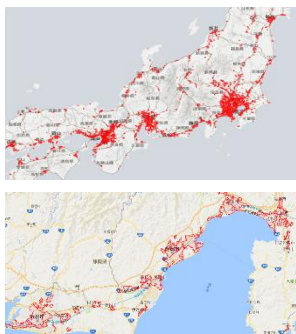
- ①左記の①~③の上空を飛行する場合は申請が必要
- ②申請をしても「許可された空域、許可なく飛行可能な空域」に関係なく飛行には以下の制約があります
 - ・飛行は日中、日の出から日没まで
 - ・目視の範囲内でその周囲を常時監視して飛行すること
 - ・人、建物、車両などから30m以上を確保する
 - ・イベントなど多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させない
 - ・危険物を輸送しない(物を落下させない)

上記の制約は国交省の承認があれば飛行可能になります

- ▽可能になる飛行
 - 夜間飛行・目視外飛行・人、建物、車両などから30m未満上空の飛行、イベント催し場所の上空飛行・危険物輸送・物件投下
- ▽その際の制約等
 - 原則として飛行の10日前には許可・承認が必要
 - (申請から許可は概ね2週間、飛行の1か月前には申請)
 - 操縦者には飛行経歴(10h以上)と知識・能力が必要
 - 登録された機種を選択すると申請の一部が省略できる

※「人口集中地区」とは「1平方キロあたり人口4000人以上の地区」
詳細は総務省統計局のHPで確認できます

- 例) 静岡市の一部
浜松市の一部
牧之原市の一部
伊豆の国市の一部
...等の多くの市区が該当



かんたん申請診断

~使い方で申請が必要か見てみよう~

申請必要

【使用例】

- ・人口密集地区での空撮
- ・夜間のライトアップされた物件の空撮
- ・イベント上空からの空撮
- ・測量/インフラ点検/設備メンテナンス
- ・農業散布
- ・事故/災害等の目視外飛行

申請不要

【使用例】

- ▽機体重量 200g 未満のホビードローンによる
- ・ドローンレース
- ・空撮

※ 詳細・例外がありますので必ずご相談下さい

国交省へ提出する書類

- ①無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
 - ▽上記の付随書類として
- ②無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
- ③無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書
- ④飛行の経路の地図
- ⑤無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は写真
- ⑥無人航空機の運用限界
- ⑦操縦者の過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料
- ⑧許可等が必要な内容に応じた追加基準への適合性を示した資料
- ⑨飛行マニュアル

たくさんの書類が必要・・・
なにを書いたらいいか解らない!?

申請をあやめ事務所で簡単に

かんたん申請代行 3ステップ



STEP
01

申請内容のご確認

お客様がヒアリングシートへの記入
当所から申請内容の確認のご連絡
無料見積もり



STEP
02

国交省へ申請・調整

当所が申請書類を作成し国交省に提出
国交省と申請内容の調整



STEP
03

許可承認書 納品

納品期間: 申請から概ね 2~3 週間
お支払; 許可・承認取得後
あやめ事務所にお支払
納品方法: ご入金確認後許可書原本郵送



ご注意

- ※1 金額は、条件によって異なります
- ※2 納期は、混雑状況・条件によって異なります

料金表

メニュー ※1,2	料金
全国包括(1機体×1パイロット×1年)	44,000円
1都道府県×1機体×1パイロット×1年	25,000円
都度申請(1機体×1パイロット)	25,000円
1年更新	22,000円
機体の追加(国交省認定機体1機)	3,000円
機体の追加(国交省認定外機体1機)	5,000円
都道府県の追加(1都道府県)	3,000円
パイロットの追加(1名)	3,000円
飛行実績報告書(3ヶ月) 申請委託	8,000円
〃 申請指導 面会 1時間	5,000円
〃 申請指導 電話	無料

全国包括申請 通常 44,000円

CHIRAYA で機体購入した方限定

全国包括申請 限定価格 30,000円

※3

ご注意

※1 料金の条件は、機体がDJI社で人口密集地区+人・物からの距離30m未満・目視外飛行・夜間飛行・イベント飛行での申請になります。

※2 DJI社以外機体は別途料金がございます。

※3 料金の条件は、人口密集地区・高度150m未満・夜間飛行・目視外飛行・人・物から30m未満・申請期間1年・全国包括申請となります。

申請条件によって価格が変わりますので、まずは**無料相談**をお勧めいたします

お申し込み

①購入店にて飛行申請チケット取得

②お客様情報チケットに記入(購入店より当所にFAX)

③10時間の訓練後お客様から当所へ申請開始のご連絡

④当所からメールかFAXでヒアリングシートを送付

⑤必要事項をご記入の上、ご返送下さい

機体購入店

ラジコン SHOP CHIRAYA
住所:〒425-0022
静岡県焼津市本町 3-9-20
TEL:054-626-7525

行政書士 あやめ事務所

行政書士 あやめ事務所
住所:〒421-0301
静岡県榛原郡吉田町 529-7
TEL:0548-23-9903



申請で困っている方

申請のやり方が解らない・・・
忙しくて申請に手をつけられない・・・
早くドローンを使いたい・・・

行政書士 あやめ事務所 3 メリット ※1

かんたん

無料見積

無料見積もり
かんたんヒアリング

許諾率
100%

確実

空撮用・農薬散布用・測量用実績
DJI社製以外の機体・改造機体実績
スクール・セミナーでの現役講師

申込~申請
1日

速い

国土交通省への申請は、
お申込を頂いた当日に実施

※1 上記は、条件によって異なることもあります

かんたん申請診断

未申請によるフライトで検挙数が増加

昨年の検挙数は全国で **36件**

航空法に違反した飛行は **50万以下の罰金**が

科せられ、**前科**がつくこともあります